

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況(公共工事)

様式7-1

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
中根・金田台開発事務所平成24年度技術支援業務	分任契約担当 首都圏ニュータウン本部茨城地域事業本部長 海岸 茂美 茨城県つくば市竹園1-2-1	平成24年4月10日	日本測地・弘済会設計共同体(JV) (特社)関東建設弘済会) 東京都新宿区高田馬場3-23-6	一般競争入札(総合評価方式)	97,331,850	96,285,000	98.9%	特社	国所管	1		本業務は、中根・金田台地区におけるニュータウン事業の工事実施に関する関係機関等との調整・資料作成及び工事監督など、事業の促進及び完了に必要な不可欠な業務である。当該支出に係る競争性を高めるため、コンサルタント会社に対しアンケート調査及びヒアリングを実施、その結果を踏まえ、参加要件の緩和、準備期間の確保、過年度業務報告書の閲覧など見直したが、平成24年度は結果として一者応札となった。競争性を高める努力をしつつ、引き続き効果的・効率的な支出となるよう検討を続ける。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(公共工事)

様式7-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
平成24年度沖縄記念公園首里城奉神門漆等塗装検討業務	契約担当役九州支社長板井 秀行 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4	平成24年6月12日	(特財)海洋博覧会記念公園管理財団 沖縄県国頭郡本部町字石川888	沖縄の歴史的建造物の漆塗装に係る補修技術が求められることから、公募型プロポーザル方式により入札を行い、総合的に最も優れた技術提案を行った同社と随意契約を行ったものである。 (会計規程第51条第3項第1号)	71,704,500	70,875,000	98.84%	—	特財	国所管	1		修繕工事において必要な業務を競争性のある契約方式により発注している。なお、平成25年度以降同様の業務を発注する予定は無い。	無

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況(物品・役務等)

様式7-3

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
24-森之宮第2団地機械設備等修繕工事に伴う現地対応業務	契約担当役 西日本支社長 糟谷 明人 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85	平成24年6月26日	(特財)住宅管理協会 東京都千代田区神田神保町2-5	一般競争入札 (総合評価方式)	56,892,150	55,387,500	97.4%	特財	国所管	1		修繕工事に伴う居住者との調整等を行い工事を円滑に推進するために必要な業務を競争性のある契約方式により発注している。本地区においては今後発注予定はない。 なお、同種業務の次回公募時には、更なる競争性の確保のため、広く民間事業者への周知活動を推進し、引き続き効率的・効果的な支出とする。	無

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
ブルムナード仲町台ボナーージュ横浜等に係る管理業務委託及び募集案内等業務委託	契約担当役 神奈川県支社長 田平 茂之 神奈川県横浜市 中区本町6-50-1	平成24年4月1日	(特財)高齢者住宅財団 東京都中央区八丁堀2-20-9	(財)高齢者住宅財団は、機構との緊密な連携のもとに、高齢者に配慮した生活関連サービスの提供及び終身年金保険を活用した家賃支払いシステム等を備えたシニア住宅の管理運営を行うために設立された財団法人である。 シニア住宅は公的な住宅であることから、機構の管理方針に基づく管理を的確に行うことが必要となるため、機構と責任を共有し、シニア住宅の特性を生かした業務を継続的・安定的に実施することが可能な(財)高齢者住宅財団に委託する。よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	31,161,375	31,144,050	99.9%	—	公財	国所管	1	当該業務委託は、シニア住宅の管理上必要不可欠な業務であるが、当該業務の実施に当たっては、入居者が別途財団と締結している「運営基本契約」に基づく基礎サービスや機構への家賃等の支払い代行など、財団が提供する入居者向けサービスと一体不可分であることから随意契約によらざるを得ない。今後、委託する業務の重点化が可能かどうかについて検討を行うこととするとともに、コスト(業務委託費)の適正性については、毎年度確認し、継続的に予定委託費の積算の見直しを行う。 なお、随意契約に関しては、第三回契約監視委員会において真にやむをえないものと認められているところ。	有	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。